那覇港管理組合建設工事請負契約約款　新旧対照表

改　正　案	現　行
（総則） **第１条**　発注者（以下「甲」という。）及び受注者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。 ２～12　（略）	**（総則）** **第１条**　発注者（以下「甲」という。）及び請負者（以下「乙」という。）は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。 ２～12　（略）
（請負代金内訳書及び工程表） **第３条**　乙は、この契約締結後 15 日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、甲に提出しなければならない。 ２　内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160条）第２条第５項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。 ［注］「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。 ３　甲は、第１項の工程表を受け取ったときは、直ちにこれを審査し、不適当と認めたときは、その理由を明示し、期日を指定して再提出を求めることができる。 ４　内訳書及び工程表は、甲及び乙を拘束するものではない。	**（請負代金内訳書及び工程表）** **第３条**　乙は、この契約締結後 15 日以内に設計図書に基づいて、工程表を作成し、甲に提出しなければならない。 ２　乙は、甲が請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を求めたときは、これに応じなければならない。この場合において、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。 ３　甲は第１項の工事工程表を受け取ったときは、直ちにこれを審査し、不適当と認めたときは、その理由を明示し、期日を指定して再提出を求めることができる。 （新設）

（適正な労務費の確保等） **第３条の２**　甲及び乙は、内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準（建設業法（昭和24年法律第100号）第34条第２項の規定に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下この条において同じ。）を踏まえた適正な労務費であることを確認する。 ２　甲は、前項の内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を乙に支払わなければならない。 ３　乙は、次に掲げる事項を行わなければならない。 (1)　適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとすること。 (2)　労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者（次号において「下請負人」という。）に支払うものとすること。 (3)　下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。 ア　下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。 イ　下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負が直接下請契約を締結する者（ウにおいて「再下請負人」という。）に支払うこと。 ウ　下請負人が、再下請負人との間で、中央建設業審議会が定める建設工事標準下請契約約款第２条の２に規定する事項を含む契約を締結すること。 エ　乙からの求めに応じて、ア及びイの規定による支払並びにウの規定による契約の締結をしたことに関する書面を提出すること。 ４　甲は、適正な労務費の確保等のため必要があると認められるときは、乙に対し、相当の期間を定め、理由を付して、次に掲げる書面の提出を求めることができる。 (1)　前項第１号及び第２号の規定による支払に関する書面 (2)　前項第３号の規定による契約の締結をしたことに関する書面 ［注］　第１号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第２号及び第３号の書面としては、乙と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。 ５　乙は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。	（新設）